

ウ 時間帯別送電電力量実績
(平成28年度～令和2年度9月)

別紙3-1から
3-54のとおり

5 契約内容

(1) 契約期間

令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで

(2) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、一般送配電事業者が設置した既設計量器により記録された値によるものとする。

既設計量器 3P3L有効精密電子複合計器(通信機能付き)

自動検針装置 有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

(3) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(4) 料金制度

余剰電力の売払い料金制度は、買受人が設定する電力量料金単価(季節別時間帯別単価)を用いて行うものとする。

6 その他特記事項

(1) 余剰電力量には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)における「再生可能エネルギー電気」を含む。

ただし、平成30年11月末日まで

令和3年4月から卒FIT電力として環境価値を持つ電力を含む

(毎月ごみ分析によるバイオマス比率算定)

(2) 予定売却電力量

ア 予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態もしくは故障等により変動する場合があるが、売払人はその予定売払い電力に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。ただし、大幅に変動が見込まれるときは、速やかに状況等を連絡する。

イ 本仕様書の予定売払い電力量は、タービン整備等の全炉停止期間等を見込んだ数値である。

(3) 計量器及び通信装置

ア 買受人が料金の算定等に新たに必要な計量器及び通信装置の設置に要する費用は、全て買受人が負担するものとする。また、取付けに関して既設設備で改造工事等が必要な場合は、一切の費用を買受人にて負担するものとする。

イ 買受人が設置した計量器及び通信装置が不要となった場合は、買受人の負担にてこれを撤去するものとする。

ウ 買受人が設置する計量器及び通信装置の設置場所は、無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に売払人と買受人の協議により定めるものとする。

エ 買受人が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、買受人がこれを負担するものとする。

- (4) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定め為準ずるものとし、売払人と買受人の協議により定めるものとする。
- (5) 入札における積算は、各社が設定する単価に別紙1-1・別紙1-2の月別予定売払い電力量を乗じて行うものとする。なお、落札後速やかに積算内訳書を提出すること。また、料金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。
- ア 電力量1キロワット時の単価の単位
最小単位を0.01円とする。
- イ 料金計算における合計金額の単位
1円単位とし、1円未満のその端数は切り捨てる。
- ウ 消費税相当額の単位
1円単位とし、1円未満のその端数は切り捨てる。
- (6) 本仕様書での「送電電力」は、単位時間当りの送電電力量である。